

静岡県告示第154号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月14日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
白糸富士宮線	富士宮市下条字西ノ原942番の5から 富士宮市下条字大門下757番の3まで	令和5年3月19日 午前10時